

旭川市手話施策推進会議 委員名簿

委員10名（敬称略）

氏名	所属等	選定区分
山根 昭治	一般社団法人旭川ろうあ協会	ろう者
中川 雅敏	一般社団法人旭川ろうあ協会	ろう者
橋本 由美	一般社団法人旭川ろうあ協会	ろう者
蒔田 明嗣	聴覚障害者等協力員	手話通訳者
栗田 克実	旭川大学准教授	学識経験者
日向 峰子	手話サークル連絡協議会旭川三親会	市長が適当と認めた者
門脇 恵里子	北海道手話通訳問題研究会道北支部旭川班	市長が適当と認めた者
今野 聡美	聴覚障がい者の家族（旭川聾学校PTA）	市長が適当と認めた者
多羽田 芳枝	公募	公募に応じたもの
岸本 奈々	公募	公募に応じたもの

次期構成委員10名（案）

選定区分	所属等
ろう者	一般社団法人旭川ろうあ協会
ろう者	一般社団法人旭川ろうあ協会
ろう者	一般社団法人旭川ろうあ協会
手話通訳者	聴覚障害者等協力員
学識経験者	旭川大学
市長が適当と認めた者	手話サークル連絡協議会旭川三親会
市長が適当と認めた者	北海道手話通訳問題研究会道北支部旭川班
市長が適当と認めた者	聴覚障がい者の家族（旭川聾学校PTA）
公募に応じたもの	公募
公募に応じたもの	公募

旭川市手話言語に関する基本条例

(手話施策推進会議)

第6条 手話に関する施策の推進及び実施状況についての検証等をするため、旭川市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) ろう者
- (2) 手話通訳者
- (3) 学識経験者
- (4) 市長が適当と認めた者
- (5) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じたものの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。